

合併市に関する調査

記入月日：平成17年1月12日

基礎情報

都道府県・市名	青森県・十和田市（とわだし）
合併期日	平成17年1月1日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	青森県十和田市西12番町6番1号（旧十和田市）
人口（合併直近の国調）	69,630人
面積	688.60km ²
議員定数	在任特例適用後：26人(在任特例：平成18年12月31日まで38人)
関係市町村名	十和田市、十和田湖町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	十和田市	63,461	316.79	22	19.57
	十和田湖町	5,806	371.81	16	29.9
合計	-	69,267	688.6	38	-

関係市町村の財政状況

* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度決算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税（千円）	地方交付税（千円）		
関係市町村	十和田市	25,974,129	5,850,948	7,667,514		0.44
	十和田湖町	4,623,217	591,648	2,439,812	過疎地域	0.207
合計	-	30,597,346	6,442,596	10,107,326	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年11月18日	解散年月日：平成16年12月31日
内容	合併協議会 計13回。平成16年7月16日 合併協定書調印式。同年7月23日 両市町議会が合併関連議案を議決。同年7月26日 青森県庁において、県知事に対し配置分合申請書を提出。同年10月8日県議会において、配置分合について議決。同日 県知事から配置分合決定書が交付。同日県知事から総務大臣に配置分合について届出。同年11月5日 総務大臣により官報告示。平成17年1月1日「十和田市」を設置。	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17(2005)年度から平成26(2014)年度	
基本計画の主要項目	序論 新市の概要 主要指標の見通し 新市まちづくり計画の基本方針 新市の施策 戦略プロジェクト 新市まちづくりにおける県事業の推進 公共的施設の統合整備 財政計画	
旧市町村庁舎の利活用	旧十和田市役所(十和田市役所本庁) 旧十和田湖町役場(十和田市十和田湖支所)	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 2年 0ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：36.2万円	
地域審議会の設置について	有	
内容	合併前の十和田湖町の区域を対象とする地域審議会を設置する。 設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。 地域審議会は、新市まちづくり計画のうち、設置区域に係る計画の変更に関する事項やその他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申する。 地域審議会は、委員10人以内で組織する。 委員の任期は、原則2年とする。 庶務は、新市の支所において処理する。	
地方税に関する特例	無	
内容	特になし	
合併特例債発行限度額(億円)	123.4億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p> <p>合併の方式 新設合併とする。 合併の期日 平成17年1月1日。 市の名称。 事務所の位置 現在の十和田市役所とする。 財産の取扱 両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区の財産は、財産区の財産として、すべて新市に引き継ぐものとする。 1 議員の定数 在任特例を適用し、平成18年12月31日まで(2年間)引き続き新市の議会議員として在任する。 2 在任特例適用後の新市の議会議員の定数は、26人とする。 1 両市町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 2 在任特例適用後の新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、28人とする。 3 農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定に基づき、新市の農業委員会に2つの選挙区を設けるものとし、その選挙区は両市町の農業委員会の区域とし、各選挙区の定数は十和田市選挙区22人、十和田湖町選挙区6人とする。 地域審議会の設置 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づき、合併前の十和田湖町の区域を対象とする地域審議会を新市において設置する。地域審議会の組織及び運営については、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。 新市まちづくり計画 別紙のとおり「新市まちづくり計画」を作成する。 町名字名の取扱 両市町の町名並びに大字名字名については、従来そのまま使用する。</p> <p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p>
---------	---

市章、市の木、花、鳥及び市民憲章は、合併後、新たに定めるとしているため、新市において、なるべく早い時期に定めるようにする。(市章デザインについては、平成16年12月15日～平成17年1月15日の間、募集をしている。)